

宇佐市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、宇佐市の魅力を発信するとともに地元特産品などのPRや販路拡大および地域産業の活性化などの相乗効果を図っていくため、寄附者のお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集する。

2. ふるさと納税及び返礼品制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体に寄附をした場合、2,000円を超える部分について、その一定限度額まで所得税と個人住民税が控除される制度であり、寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選択することが可能である。

3. 提供事業者のメリット

- (1) 送料を市が負担することで、コストを抑えた販売が可能となる。
- (2) 全国への販路拡大により売上の増加が図られる。
- (3) 返礼品名や説明文、画像、提供事業者名等をふるさと納税ポータルサイトに掲載するため、自社PRの拡大が可能となる。
- (4) 返礼品の発送にあたって、自社製品のパンフレットやチラシ等を同封することが可能である。

4. 提供事業者の要件

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 生産・製造・販売に関する法令などを遵守していること。
- (2) 宇佐市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

※上記の要件に適合しても、市が適当でないと認めた場合は選定しない。

5. 提供事業者の責務

- (1) 返礼品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、市は一切の責任を負わないものとし、寄附者からクレーム等があった場合は、真摯に対応し解決に努めること。また、クレーム等の内容については、市へ報告すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品送付以外の目的に使用しないこと。
また、提供事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいする等、市または第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

6. 募集する返礼品

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地場産品であること。
- (2) 資産性の低い物であること。
- (3) 宇佐市の魅力発信につながる要素を持つ返礼品であること。
- (4) 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、その範囲において安定供給が見込まれるものであること。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- (6) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

7. 返礼品の額、取扱品目数

- (1) 返礼品提供額に制限は設けないが、寄附金額は市が決定する。
ただし、寄附金額の最低は5000円とする。
- (3) 取扱品目数について制限はつけないものとする。ただし、登録数が多い場合は、制限を設ける場合がある。

8. 申込方法

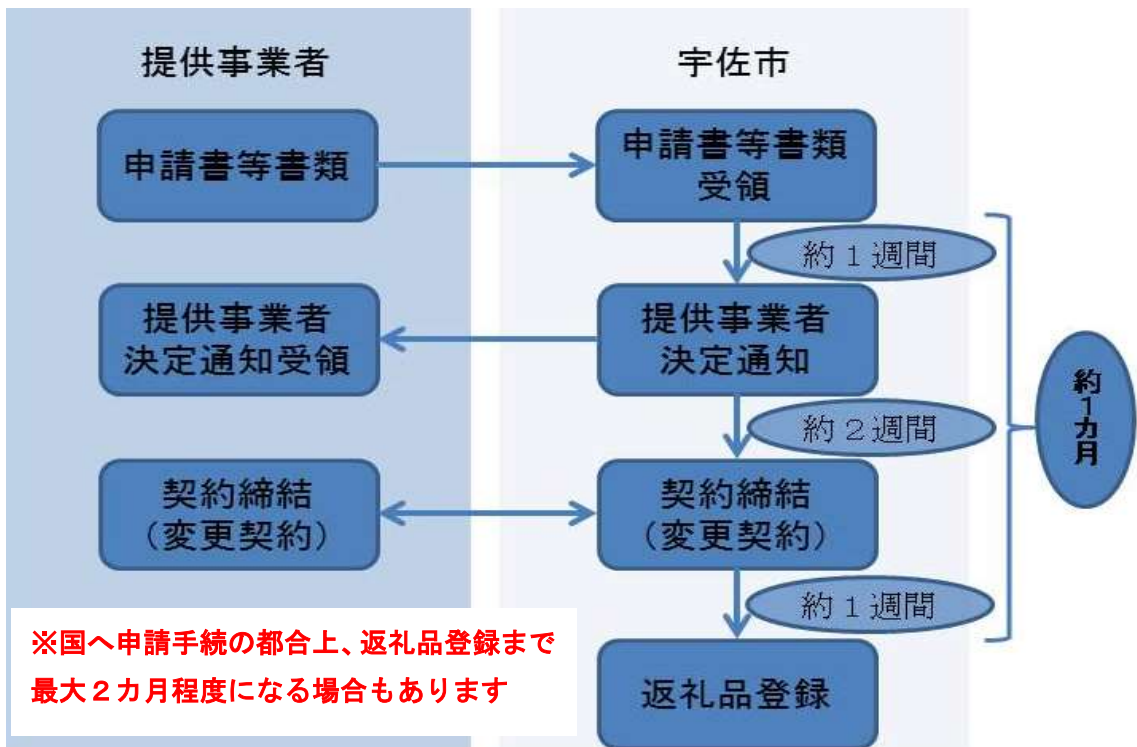
- (1) 新規に提供事業に申込する場合、提供事業者は下記①～③の書類を提出すること。
 - ① 宇佐市ふるさと応援寄附金返礼品 提供事業者登録申込書兼誓約書（別紙1）
 - ② 宇佐市ふるさと応援寄附金返礼品 取扱申込書（別紙2）
 - ③ 宇佐市ふるさと応援寄附金返礼品 見積書（別紙4）
- (2) 今年度の提供事業者で、来年度も提供事業を継続する場合、継続提供希望事業者は下記①及び②の書類を提出すること。提出期限等については、別途市より通知する。
 - ① 宇佐市ふるさと応援寄附金返礼品 提供事業者継続申込書兼誓約書（別紙3）
 - ② 宇佐市ふるさと応援寄附金返礼品 見積書（別紙4）
- (3) 審査後、申請した返礼品について、宇佐市ふるさと応援寄附金に係る返礼品に関する単価契約（以下、「単価契約」という。）を締結する。
- (4) 契約締結以降の返礼品の追加や変更を行う場合は、必要書類を提出し、変更契約を締結しなければならない。

9. 提出方法

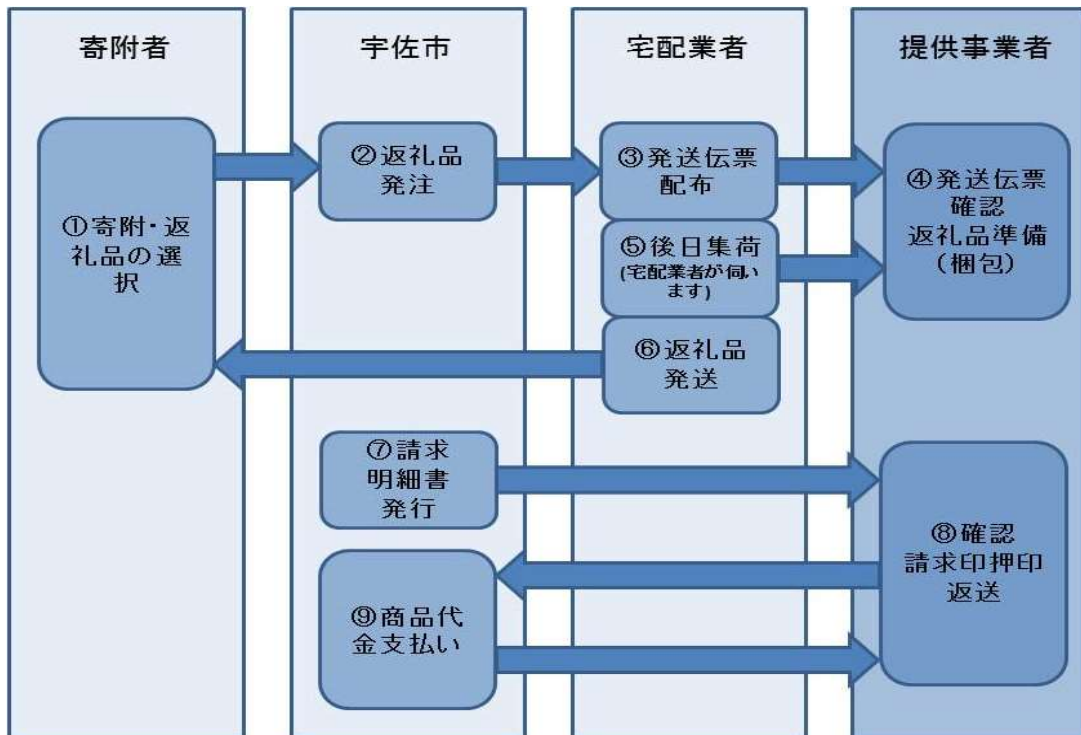
- (1) 申込書類は郵送または持参で提出するものとする。
ただし、画像データの提出についてはメールまたはCD-ROMとする。

10. 契約フロー

(1) 各月の申込締切及び掲載時期等は別途定める。



11. 返礼品発送及び請求フロー



- ①各種ふるさと納税ポータルサイトより寄附が行われ、返礼品が選択される。
- ②前日（前日が閉庁日の場合は、直近の開庁日から前日まで）の寄附データに基づき、市より配送業者へ発送伝票作成を依頼する。
- ③配送業者は発送伝票を作成し、提供事業者へ伝票を配付する。
- ④提供事業者は、返礼品の発送準備を行う。
◇梱包の際に市が発行する感謝状を同封すること。ただし、贈答用の場合はこの限りではない。
- ⑤後日、配送業者が返礼品を集荷する。（提供事業者が配送業者へ連絡）
- ⑥配送業者は寄附者へ発送する。
◇配送業者と市は単価契約により、発送業務契約を締結し、市へ送料を請求する。
- ⑦市はふるさと納税管理システムの前月分の発送実績に基づき、請求明細書を発行する。
- ⑧提供事業者は、請求明細書を確認し、速やかに請求書を作成し返送すること。
- ⑨市は請求書受領後、30日以内に支払を行う。

12. 返礼品の決定

- (1) 市は、4及び6に定める要件に基づき、返礼品の内容、安全性及び数量等を審査し、返礼品を決定する。ただし、返礼品の応募が多い場合は、1提供事業者あたりの返礼品数を調整する場合がある。
- (2) 返礼品を決定後、単価契約を締結する。その際、市は返礼品毎に予定価格を作成する。提供事業者の見積価格が市の予定価格を超える場合は該当返礼品については契約を行わない。

13. その他の留意事項

- (1) 市は、提供事業者及び返礼品が4及び6に定める要件に適合しなくなったと認められる場合、その決定を取り消すことがある。また、情勢上の問題や、市が不利益を被る可能性がある場合は、提供事業者の承諾なく取り扱いを中止する場合がある。
- (2) 登録された返礼品を変更または中止する場合は、事前に市へ報告を行うこと。
特に、当初設定在庫数以下で在庫が切れそうな場合は、必ず事前に報告すること。
- (3) ふるさと納税ポータルサイトの掲載、Webサイト及び返礼品カタログ等での掲載順や広報誌等への掲載の選定などは市への一任とする。
- (4) 市へ提供した返礼品の画像データ等は、市のPRとして行う広告やふるさと納税ポータルサイトへの掲載などの利用を承認すること。

14. 申込書提出先

〒878-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市 総務部 まちづくり推進課 ふるさと支援係

電話 0978 - 27 - 8170

FAX 0978 - 27 - 8233

メール furusato05@city.usa.lg.jp